

高岡広域エコ・クリーンセンター運営協議会設置要綱

令和6年4月1日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡広域エコ・クリーンセンター管理規則（平成26年高岡地区広域圏事務組合規則第5号）第16条第2項の規定に基づき設置する、高岡広域エコ・クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、高岡広域エコ・クリーンセンター（以下「センター」という。）の効率的で安定的な運営を行うために必要な事項について、組合と構成市との間で協議し、又は連絡調整を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、センター所長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 協議会は、センター所長が招集し、会議を進行する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、高岡広域エコ・クリーンセンターに置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行政名称	役職
高岡市	環境政策課長
氷見市	環境保全課長
小矢部市	生活環境課長
高岡地区広域圏事務組合	高岡広域エコ・クリーンセンター所長 〃 副所長